

●香川県告示第122号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第1項の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を香川県知事の指定する者に（以下「指定試験機関」という。）行わせることとしたので、同法第27条の15の規定により公示する。

令和2年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 試験事務を行わせることとした指定試験機関の名称
一般財団法人日本准看護師推進センター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館2階
- 3 試験事務を取り扱う事務所の名称
一般財団法人日本准看護師推進センター
- 4 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館2階
- 5 試験事務のうち取り扱う範囲
 - (1) 試験問題の作成、印刷、輸送、保管及び管理
 - (2) 答案の採点及び結果報告
 - (3) その他試験実施に関する必要な事務
- 6 試験事務を行わせることとした日
令和2年4月1日